

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第9条 溢水による損傷の防止等)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-3
提出年月日	令和5年6月14日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-21	1	設計方針の相違 No.3) 「予め隔離対象機器を運転手順に定め・漏えいの有無に関わらず隔離操作を実施する運用」について・泊の記載に明確に読めるよう記載適正化を図ること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	<p>・女川と泊の相違点が『系統隔離に至る条件』及び『溢水の漏えい停止を目的とした運転員による手動隔離操作の有無』であることが明確となるよう、まとめ資料及び差異理由の記載を適正化した。</p> <p>『系統隔離に至る条件』</p> <p>・女川は漏えい検知により自動隔離され漏えい停止するが、泊は地震加速度大による原子炉トリップ時には漏えいの有無にかかわらず予め定めた隔離対象機器を全て隔離する運用としている。なお、地震時に原子炉トリップに至らない場合は、地震の強さ (Gal値) に応じた処置を実施する運用としており、溢水源からの漏えいが無いことをパトロールにて確認することとしている。</p> <p>『溢水の漏えい停止を目的とした運転員による手動隔離操作の有無』</p> <p>・女川は地震起因による溢水の漏えい停止を目的とした隔離において、漏えい検知による自動隔離のみに期待しているのに対して、泊では自動隔離に期待する系統はない。</p> <p>・一方、泊では運転員による隔離操作に期待して溢水量を設定している系統があることを記載している。</p>	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」</p> <p>■女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(1/5) No.3</p> <p>p.とりまとめた資料-2</p> <p>p.9-17</p> <p>第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」</p> <p>p.9条-9</p>	
221201-22	2	設計方針の相違 No.7) プラント停止中のハッチの開放時における運用について・先行の審査実績と評価条件に差異が生じている場合には保守的な条件となっていることを整理して説明すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	<p>・泊の溢水評価では、床面に設置されたハッチによる止水には期待しておらず、ハッチから下階に溢水が伝播する条件として没水評価を実施している。そのため、施設定期検査作業時であってもハッチの開閉状態が評価に影響することは無く、女川とは異なり施設定期検査作業時にハッチを溢水経路としないための運用は定める必要がない。</p>	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」</p> <p>■女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(2/5) No.7</p> <p>p.とりまとめた資料-3</p> <p>p.9-21</p> <p>第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」</p> <p>p.9条-9</p>	
221201-23	3	設計方針の相違 No.3) 当該箇所は・漏えいに対して運転員が隔離操作を行うという点では女川2も泊も同様であることから・差異理由を整理して説明すること また・「原子炉トリップ時」という条件・「漏えいの有無に係らず」という判断条件については・記載方針を整理して説明すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	ID : 221201-21と同じ	ID : 221201-21と同じ	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-24	4	設計方針の相違 No.12) 例外の考え方について・先行の審査実績を踏まえ・整理して説明すること	R4.12.1	回答済	R5.4.5 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・泊では、溢水防護対象設備が溢水の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）としている。 ・充てんポンプはそれぞれ別の区画に設置されており、設置された各区画には破損を想定する配管が敷設されている。そこで溢水が発生すると破損した区画のポンプが没水するが、1つの区画内の破損によって3つの区画の溢水水位がポンプの機能喪失高さを同時に超えることはない。 よって、充てんポンプは設計上多重性を有しており、かつ、別々の区画に設置されていることから、トレン分離されており同時に機能喪失しないという評価結果となり、上述の設計方針を満足する。 ・以上より、昨年12月提出の「女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）」の差異説明欄に、当該評価結果を「例外」と表現したのは適切ではなかった。 ・なお、ID：21201-28の対応により、「例外」という表現があった設計方針の相違（No.12）全体が消去となったことから、「例外」という表現を適正化すべき文章も無くなっている。 ・充てんポンプの評価については補足説明資料10「A、B、C充てんポンプの没水影響評価」に記載した。 ・また、同じ充てんポンプの評価が、先行PWR（伊方3及び大飯3/4）でも示されていることを確認している。 	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」</p> <p>■女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(4/5) No.12</p> <p>p.とりまとめた資料-5</p> <p>■補足説明資料10「A、B、C充てんポンプの没水影響評価」</p> <p>第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」</p> <p>■補足説明資料10「A、B、C充てんポンプの没水影響評価」</p>	
221201-25	5	設計方針の相違 No.15) 建屋の外周部からの地下水位流入を前提としていることに対し・地下水の水位の設定や防護方針（防護するために期待する設備・止水方法等）を整理して説明すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・泊では、溢水防護区画を内包する建屋外で発生を想定する溢水が建屋内に流入しないよう壁、扉、堰等による止水対策を施しており、仮に建屋周囲の地下水位が地表面まで上昇した場合でも、地下水が建屋内に流入することはないことを踏まえ、まとめ資料の記載を適正化した。 ・上記の防護方針は女川と同様であることから、「女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）」から本記載は削除した。 	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」</p> <p>■女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(4/5) No.15</p> <p>p.とりまとめた資料-6</p> <p>p.9-37</p> <p>第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」</p> <p>p.9条-17</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-26	6	設計方針の相違 No.2) 溢水区画面積が変わる場合・及び可燃物量が変わった(増えた)場合の放水量への影響の観点から・資機材の持ち込み管理について説明すること	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	内部溢水の影響評価に関連する火災荷重や滞留面積の変更等について継続的に管理していくため、資機材の持ち込み管理についてマニュアルを作成し管理している。これらの維持管理の考え方について、補足説明資料42「内部溢水影響評価における継続的な管理」に記載した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.4.2)」 ■補足説明資料36「内部溢水影響評価における継続的な管理」 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.4.2)」 ■補足説明資料42「内部溢水影響評価における継続的な管理」	
221201-27	7	設計方針の相違 No.12) ”例外”ではなく、安全上重要な機器に該当するのであれば、防護することが前提ではないのか? 基準要求に照らし合わせて、考え方を説明すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	ID:21201-24と同じ	ID:21201-24と同じ	
221201-28	8	設計方針の相違 No.12/9-4) 「全ての溢水防護対象設備が溢水によって安全機能を損なうことのないよう・溢水防護対策を施すため・溢水影響により一部の安全機能が喪失することを前提とした安全解析は行わない」との記載は・ガイドで要求されている安全解析を行わないという宣言に見えることから・実際の対応に即した適切な記載を検討すること。	R4.12.1	回答済	R5.4.5 ヒアリング	・溢水影響評価ガイドの要求を踏まえ、溢水の影響により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の単一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行うことをまとめ資料に記載した。 ・上記の防護方針は女川と同様であることから、「女川2号炉まとめ資料との比較結果(設計方針の相違)」から本記載は削除した。 ・なお、溢水により発生すると考えられる運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について、どのような事象が起きる可能性があるか重畳事象を含めて分析した結果については、補足説明資料3「内部溢水により想定される事象の確認結果」に記載する。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.4.2)」 ■女川2号炉まとめ資料との比較結果(設計方針の相違)(4/5) No.12 p.とりまとめた資料-5 p.9-4,8,24,26,28,39 ■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」 p.9-別添1-9 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.4.2)」 p.9条-2,4,13~15,17 ■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」 p.9条-別添1-2	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-29	9	9-5, 29) 先行BWRの設計を確認した上で”ブローアウトパネル”の記載要否について・配置・機能を踏まえて整理して説明すること	R4.12.1	回答済	R5.4.5 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・泊では、主蒸気管室の減圧装置としてブローアウトパネルを設置しており、主蒸気管破断事故時には速やかにブローアウトパネルが開放し、主蒸気管室内の圧力上昇を抑制する。 ・そのため、主蒸気管破断事故時の主蒸気管室内の圧力は、主蒸気管室の設計耐圧まで上昇することはない。 ・一方、溢水（蒸気）影響評価では、ブローアウトパネルの開放到期待した主蒸気管室の圧力上限を設定せず、保守的に主蒸気管室の設計耐圧まで上昇することを想定し、設計耐圧で定まる室内温度を用いて評価を実施している。 ・なお、女川のブローアウトパネルは、原子炉建屋（原子炉建屋原子炉棟（ブローアウトパネル付き））として放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（MS-1）及び放射性物質放出の防止機能（MS-2）を有しているが、泊のブローアウトパネルでは本機能は有していない。 ・以上を踏まえ、まとめ資料本文からブローアウトパネルの記載は削除し、「女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）」に差異理由の記載をした。 ・泊における主蒸気管室内防護対象設備の蒸気影響については、補足説明資料17「想定破損による溢水影響評価（蒸気影響評価）」に記載する。 	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」</p> <p>■女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(3/5)」（追加）</p> <p>p.とりまとめた資料-4 p.9-5,20</p> <p>第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」</p> <p>p.9条-3,16</p> <p>■補足説明資料17「想定破損による溢水影響評価（蒸気影響評価）」</p>	
221201-30	10	9-17) 異常検知の方法、漏えい個所の特定方法等について整理して説明すること（No.23・No.25と同じ）	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	ID:21201-21と同じ	ID:21201-21と同じ	
221201-31	11	9-18) 使用済燃料ピット「等」とせずに・差異理由に記載した具体的内容を反映すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	使用済燃料ピット「等」の具体的な内容（燃料検査ピット、燃料取替チャンネル及びキャスクピット）が明確となるよう、記載を修正した。	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」</p> <p>p.9-18</p> <p>第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」</p> <p>p.9条-9</p>	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-32	12	9-23) 溢水区画面積で考慮する欠損面積の算出方法について、先行審査実績踏まえ、妥当性を整理して説明すること	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・泊では、区画面積及び区画内にある基礎等のコンクリート構造物による欠損を設計図面類から読み取った寸法から算出している。 ・更に、常設機器等の欠損面積を現場で実測した上で、設計図面類から算出した区画面積から差し引き、没水評価で使用する滞留面積としている。 ・また、全区画の欠損面積を一律に25%割り増しすることで保守性を確保している。 ・以上を踏まえ、まとめ資料及び差異理由の記載を適正化した。 ・滞留面積の算出方法及び欠損面積の現場測定方法については、添付資料8「滞留面積の算出について」に記載した。 ・上記の滞留面積算出方法は先行PWRの大飯3/4号炉等で実績があることを確認している。 	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」</p> <p>■女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(2/5) No.8 p.とりまとめた資料-3 p.9-23</p> <p>第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」</p> <p>p.9条-12 ■添付資料8「滞留面積の算出について」</p>	
221201-33	13	9-24) 想定破損において溢水量を低減するための破損想定に応力評価について考え方を説明すること	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・泊では内部溢水影響評価ガイドに基づき高エネルギー配管の応力評価を行い、その結果に応じて破損形状の特定を行っていることが明確となるよう差異理由の記載を適正化した。 ・応力評価の考え方については添付資料14「高エネルギー配管の想定破損除外について」に記載する。（後日説明） 	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」</p> <p>■女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(1/5) No.4 p.とりまとめた資料-2 p.9-24</p>	
221201-34	14	全体) 図の解像度を向上させること	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	資料全般に渡って、図の解像度を向上させた。	資料全般	
221201-35	15	9-49) 機能喪失高さの考え方について、BWRの審査実績ではガイドにある「防護対象設備の設置位置を超えないことを確認する」を踏まえて設定しており・泊の考え方との差異があるので整理すること。また、機能喪失高さの測定方法についても説明すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・内部溢水影響評価ガイドの要求を踏まえ、機能喪失高さは保守的に機能喪失すると仮定した高さである「基本設定箇所」を標準とし、基本設定箇所で没水してしまう機器については「個別測定箇所」を適用する方針とし、まとめ資料の記載を適正化した。 ・「基本設定箇所」は防護対象設備の設置位置を基本とし、「個別測定箇所」は溢水水位の上昇により機能喪失に至る防護対象設備の構成部位のうち、最も低い位置にある部位を現場調査により確認した結果から設定した。 ・上記の機能喪失高さの設定方針は、先行審査プラントである柏崎6、7号炉及び島根2号炉で実績があり、女川2号炉においても、溢水水位に対して防護対象設備の機能喪失高さの裕度が小さい場合には、実際の機能喪失高さを実測することで実際には十分な裕度が確保されていることを確認している。 ・具体的な機能喪失高さの設定方法について「添付資料5 機能喪失高さの考え方」に記載した。 ・また、「添付資料4 防護対象設備一覧」には「基本設定箇所」と「個別測定箇所」の機能喪失高さを併記し、どちらを採用しているか明確となるよう記載を適正化した。 	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」</p> <p>■女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(2/5)」（新規追加） p.とりまとめた資料-3 p.9-23,49 ■添付資料4「防護対象設備一覧」 ■添付資料5「機能喪失高さの考え方」</p> <p>第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」</p> <p>p.9条-12,23 ■添付資料4「防護対象設備一覧」 ■添付資料5「機能喪失高さの考え方」</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-36	16	9-別添1-34) フローを女川に合わせること	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 別添1「図3-1 防護対象設備のうち溢水影響評価対象の選定フロー」のステップの順番が女川と同じになるよう修正した。 フローの修正に伴い、添付資料6「表2 溢水影響評価から対象外とした設備一覧」の項目の記載順を修正した。(①と③を入れ替え) また、評価対象外とした理由の記載を見直した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」 ■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」 p.9-別添1-34 ■添付資料6「溢水影響評価の対象外とした設備について」 p.9条-別添1-添6-16～24 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」 ■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」 p.9条-別添1-27 ■添付資料6「溢水影響評価の対象外とした設備について」 p.9条-別添1-添6-10～18	
221201-37	17	9-15) ”等価火災時間”は条文間の整合性も確認し、適正化すること	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	内部溢水影響評価ガイド及び内部火災影響評価ガイドの記載を踏まえ、他条文も含めて「等価時間」に統一した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」 p.9-15 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」 p.9条-8	
221201-38	18	全体) ”浸水防護堰”について資料内で統一を図ること 蓄電池などの設備名、スプリンクラーなどの固有名詞も条文間・資料間で統一を図ること	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	「浸水防止堰」に統一した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」 p.9-25 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」 p.9条-13	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-39	19	9-別添-1-13) ディーゼル発電機建屋を溢水源として想定している旨がわかるように記載を適正化すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	ディーゼル発電機建屋にも溢水源となりうる配管が設置されていることがわかるよう、記載を適正化した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」 ■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」 p.9-別添1-12 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」 ■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」 p.9条-別添1-6	
221201-40	20	9-別添-1-13) 「泊3号炉」⇒「泊発電所3号炉」に修正のこと。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	「泊発電所3号炉」に記載を修正した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」 ■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」 p.9-別添1-7 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」 ■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」 p.9条-別添1-1	
221201-41	21	9-別添1-添4-1) 女川と同様に機能についても記載を検討すること	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	添付資料4「表1 防護対象設備一覧」に安全機能の分類を追加した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.4.2）」 ■添付資料4「防護対象設備一覧」（全般） 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.4.2）」 ■添付資料4「防護対象設備一覧」（全般）	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-42	22	9-14) 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005)) の最後の”) ” を”) ” に修正すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	”) ” を”) ” に修正した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09-9 r.4.2)」 p.9-14 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.4.2)」 p.9条-8	
221201-43	23	9-別添1-添6-1) 「フェイル・セーフ機能により溢水影響評価対象外とした空気作動弁(AOV)について・次項以降でそれぞれその構造を示す。」の「それぞれ」の記載の要否を確認して適正化すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	「それぞれ」の記載は不要であることから削除した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09-9 r.4.2)」 ■添付資料6「溢水影響評価の対象外とした設備について」 p.9-別添1-添6-13 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.4.2)」 ■添付資料6「溢水影響評価の対象外とした設備について」 p.9条-別添1-添6-8	
221201-44	24	9-別添1-添6-1) 「現状において、泊3の」について・泊発電所3号炉等に適正化すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	「泊発電所3号炉」に記載を修正した。	第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09-9 r.4.2)」 ■添付資料6「溢水影響評価の対象外とした設備について」 p.9-別添1-添6-15 第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.4.2)」 ■添付資料6「溢水影響評価の対象外とした設備について」 p.9条-別添1-添6-9	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-45	25	全体) 防護対象等の選定の前提となる安全重要度の整理(12条)において女川では・各ガイドや基準規則において微妙に違っているところの包絡関係を全部表に出すことではっきりさせ・さらに対象機能を明示しており・泊においても参考にして水平展開を図って整理して説明すること。	R4.12.1	回答済	R5.4.5 ヒアリング	<p>・防護対象等の選定の前提となる安全重要度の整理結果として、12条(安全施設)における「重要度の特に高い安全機能を有する系統抽出表」を共通(6・8・9条)で用いる。</p> <p>・9条においては、上記の抽出表を用いて溢水から防護すべき系統及び機器を抽出するため、別添1の表3-3「安全施設と重要度の特に高い安全機能を有する系統との関連性」を作成し、抽出結果を第1.7.1表「溢水から防護すべき系統」に示している。</p> <p>・表3-3の最右欄において「機能喪失した場合においてもプラント停止は可能」としている機器等について、防護対象に選定しない根拠を補足説明資料4「防護対象設備の選定について」に記載する。</p> <p>・また、防護対象の抽出対象として、重要度分類指針と12条の解釈だけでなく、安全設計指針の中で期待されている信頼性の高いMS-3設備についても抽出対象としているが、「タービントリップ機能」については以下の通り整理する。</p> <p>・「タービントリップ機能」を有する「タービン保安装置」、 「主蒸気止め弁(閉機能)」は、安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器であるため、その扱いを明確にするために、『添付書類十の「運転時の異常な過渡変化」のうち「蒸気発生器への過剰給水」の解析において「タービントリップ機能」に影響緩和のための安全機能として期待しているが、内部溢水影響を踏まえた場合、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能ではない。』ことを、別添1の表3-3に※2で明記する。</p> <p>・一方、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分に関する審査指針」の分類に基づき、MS-3の「1)運転時の異常な過渡変化があってもMS-1,MS-2とあいまって、事象を緩和する構築物、系統及び機器」との紐づけを取止め、記載を削除する。</p> <p>・また、「タービントリップ機能」を「原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能」に属する設備として分類したが、上記の通り「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能ではない」ため、この分類との紐づけを取止め、記載を削除する。</p>	<p>第445回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.4.2)」</p> <p>p.9-48</p> <p>■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」</p> <p>p.9-別添1-17、29</p> <p>第445回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.4.2)」</p> <p>p.9条-21</p> <p>■別添資料1「泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について」</p> <p>p.9条-別添1-11、24</p> <p>■補足説明資料5「タービントリップ機能を有するMS-3設備の内部溢水に対する防護について」</p>	2023年3月予定
221201-46	26	9-29) 防護設計方針の「e. 主蒸気管破断事故時には・～ブローアウトパネルの開放により～」との記載については・BWRの記載をそのまま転記したものであると思われるため・PWRの設計を踏まえて整理すること(No.31と同じ)	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	ID:21201-29と同じ	ID:21201-29と同じ	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-47	27	9-4) 女川はガイドに基づき・溢水の影響により原子炉に外乱が及んだ場合について・その溢水の影響を考慮した上で・運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い・炉心損傷に至らない設計としている。対して泊は安全解析を行うのではなく事故発生を前提として炉心損傷に至らない設計としており・審査ガイドを踏まえたものとなっていないため適合方針を整理すること。	R4.12.1	回答済	R5.2.1 ヒアリング	ID : 21201-28と同じ	ID : 21201-28と同じ	
230201-01	28	コメントID221201-21) 「地震が発生した場合」による損傷(B・Cクラス)を検知してから隔離するまでの時間を想定した溢水量の算出が必要。パトロールでの検知であれば、パトロールで見つかるまで保有水が流れ続ける・全量放出する等、定量的な評価をする必要がある。また、ガイド上、原子炉トリップは関係が無く、地震が発生した場合であることを踏まえて整理して説明すること。	R5.2.1	回答済	R5.4.5 ヒアリング	・泊3号炉では地震発生後にパトロールを実施し、溢水源となり得る機器からの漏えいが確認された場合には手動操作による漏えい停止を実施することから、漏えい検知から隔離操作完了までの時間を保守的に設定し溢水量を算出している。(伊方3号炉と同様) ・以上を踏まえ、まとめ資料本文及び相違理由の記載を適正化した。 ・地震時手動操作により漏えい停止を行う溢水源に対する隔離時間の考え方については、補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」にて説明する。	第484,490回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.5.0)』 p.9-17 p.9-別添1-64 第484,490回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.5.0)』 p.9条-9 p.9条-別添1-42 ■補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」	
230201-05	29	コメントID221201-25) 建屋外の溢水発生源である屋外タンクの配管からの漏えいに係る考え方も含め、溢水量の計算や排水経路の位置付け、防護対象に対する影響等の評価に係る事項について要求に基づき整理して説明すること。	R5.2.1	回答済	R5.4.5 ヒアリング	・泊発電所の屋外における溢水評価として、地震起因による屋外タンクの破損により生じる溢水が、防護対象設備が設置される建屋に及ぼす影響について評価を実施している。 ・また、原子炉補機冷却海水放水路については、地震により内空断面が完全に閉塞されるような大規模な損壊が発生する可能性は低いと考えられるが、保守的に地震による完全閉塞を想定し、原子炉補機冷却海水系統戻り配管からの排水が敷地に溢水した場合の影響についても評価を実施する。 ・評価方針及び評価結果については補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」で説明する。	第484,490回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.5.0)』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 第484,490回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.5.0)』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230201-09	30	別添1-添8-6) 欠損面積の考え方について、先行電力の状況も含めて改めて説明すること。また、先行との差異があるのであれば、考え方の妥当性が分かる資料とすること。	R5.2.1	回答済	R5.4.5 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、滞留面積の算出において、機器等の欠損面積を現場実測し、区画の全面積から欠損面積を差し引くことで算出している。 ・上記の算出方法は、大飯、美浜、高浜、玄海及び川内にて実績があることをプラントメーカーからの聞き取りにより確認している。 ・また、島根2号炉においても、滞留面積の算出過程は異なるが、機器等の欠損面積は現場実測した上で滞留面積の算出に用いており、保守性を確保するために計測対象機器の投影面積を寸法として計測している点も同様である。 ・別紙に示していた現場欠損面積の測定要領については、大飯、美浜及び高浜においても同様の測定要領に基づき現場計測を実施していることを確認しているが、先行プラントのまとめ資料と照らして記載内容が過剰であったことから、記載の適正化として別紙は削除した。 ・また、欠損面積を現場実測により算出していること先行PWRと同様であることがわかるよう相違理由欄に記載を追加した。 	<p>第484,490回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09-9 r.5.0)』 p.とりまとめた資料-3 p.9-23 p.9-別添1-添8-1 p.9-別添1-添8-5(削除)</p> <p>第484,490回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)』 p.9条-別添1-添8-4(削除)</p>	
230201-21	31	9-17ページ) 「耐震Sクラス機器については、基準地震動による～」は、先行記載に合わせ「基準地震動Ss」とすることについて検討すること。	R5.2.1	回答済	R5.4.5 ヒアリング	<p>基準地震動の「Ss」表記については、社内ルールとして記載しない方針で統一していることから、記載はしていない。</p>	—	
230201-24	32	別添1-添6-1, 2) グラフから水頭に対して十分な余裕があることについて改めて説明すること。	R5.2.1	回答済	R5.4.5 ヒアリング	<p>図1に以下の情報を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図中にある「管の厚さ/管の外」等のフォント拡大 ・例示している配管の「管の厚さ/管の外径」の計算結果(約0.038)を図中に追加 ・縦赤線は93MPaで記載していることをテキスト追加 <p>上記の情報追加により、配管の材質から許容引張応力(93MPa)が決まり、管の厚さ/管の外径(8.2/216.3=約0.038)の直線と許容引張応力(93MPa)が交わる点のy軸の値が健全性を確保できる最高の外圧(2MPa以上)となることを読み取り易く改善した。</p>	<p>第484,490回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09-9 r.5.0)』 p.9-別添1-添6-2</p> <p>第484,490回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)』 p.9条-別添1-添6-2</p>	
230214-01	33	PPT12ページ) 地震後パトロールを判断する8ガルの根拠を説明すること。	R5.2.14	回答済	R5.4.5 ヒアリング	<p>旧気象庁震度階による震度3(8.0~25Gal)の弱震に相当する地震の規模として、8Gal以上の地震加速度を検知した場合には、漏えいの有無に係らず、すべての機器に対し速やかに巡視点検を実施する運用としている。</p> <p>8Gal未満(旧気象庁震度階による震度2の軽震に相当)の地震加速度を検知した場合においても、パラメータの監視及び警報発信設備の有無を確認を行い、必要に応じて巡視点検を実施する運用としている。</p>	<p>第484,490回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09-9 r.5.0)』 p.9-別添1-添14-2</p>	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230405-02	34	取り纏めた資料8ページ) No. 24 差異説明について、電気建屋に設置される補機冷却配管について、耐震性が確保されており溢水源として想定しないとするのであれば、それが明確に分るように記載すること。また、先行実績の有無についても明確にし、説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・電気建屋に設置される補機冷却配管について、耐震性が確保されており溢水源として想定しないことを、まとめ資料で明確にしている。 ・また、建屋等が機器類の間接支持機能を有することを学協会規格に基づき確認した上で、配管の耐震評価を行うことは、先行でも実績がある一般的な手法である。 ・以上より、添付資料25「耐震B、Cクラス機器の耐震評価」の別紙2「原子炉補機冷却海水排水配管の耐震評価方針」は削除している。 	<p>第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 6. 0）』 ■添付資料23「地震に起因する溢水源リスト」 p. 9-別添1-添23-3, 4</p> <p>第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 6. 0）』 ■添付資料23「地震に起因する溢水源リスト」 p. 9条-別添1-添23-3, 4</p>	
230405-03	35	構内排水設備について、溢水上、エントリーしない理由を説明すること。適合性に必要な設備なのかしっかり整理の上、説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却海水系統配管からの排水が敷地に溢水した場合、排水設備からの排水に期待することから、構内排水設備を浸水防護設備としてエントリーする。 ・これを踏まえ、同様に屋外排水路を浸水防護設備としている美浜3号炉を参照し、本文・別添1本文の記載を適正化した。 	<p>第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 6. 0）』 ■本文 p. 9-7, 9-41 ■別添1本文 p. 9-別添1-43</p> <p>第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 6. 0）』 ■本文 p. 9条-3, 17 ■別添1本文 p. 9条-別添-32</p>	
230405-05	36	電気建屋に関して溢水評価上の位置付け（溢水防護対象の有無、守るべき設備に対するバウンダリ）について、明確にすること。また、電気建屋の内側に溢水しないという評価をするのであれば、一次系放水ピットのひび割れ（漏えい）に関する許容値も満足するのか説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・電気建屋内に防護対象設備は設置されておらず、防護対象設備を設置している隣接の原子炉建屋及び原子炉補助建屋への溢水影響を防止する。 ・電気建屋地下部に設置された一次系放水ピット隔壁にひび割れが生じた場合には、一次系放水ピットから電気建屋内へ原子炉補機冷却海水等のピット内包水が漏水する可能性がある。 ・そのため、電気建屋内の溢水水位が一次系放水ピットと同じレベルまで上昇することも考慮し、溢水水位を一次系放水ピット開口部上端のT.P. 11. 9mに設定した上で、原子炉建屋及び原子炉補助建屋との境界に水密扉等の電気建屋からの溢水伝播に対して止水を期待する設備を設置する。 	<p>第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 6. 0）』 ■別添1本文 p. 9-別添1-97, 98</p> <p>第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 6. 0）』 ■別添1本文 p. 9条-別添1-55, 56</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230405-07	37	補36-28ページ) 排水を考慮している場合、排水を考慮していない場合について、評価上の保守性をどのように考えているのか説明すること。また、原子炉建屋等の防護対象建屋について止水処置等をどの程度実施しているのか説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	<p>【評価の保守性について】</p> <p>屋外における評価の保守性については、以下のとおり考慮している。</p> <p>①屋外タンクからの溢水影響評価（伝搬解析）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構内排水設備による排水及び地盤への浸透は考慮しない（補足説明資料36（2）評価条件 に記載） ・防潮堤線形が未確定であることを踏まえ、防潮堤の厚さを敷地側に2倍拡幅させ、実際よりも敷地滞留面積が小さくなるよう設置（補足説明資料36（3）解析モデル に記載） <p>②原子炉補機冷却海水戻り配管からの溢水影響評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構内排水設備による排水は、3箇所のうち1箇所は期待できないものとした（別紙22.（3）構内排水設備からの排水量 に記載） ・滞留面積はT.P. 10m盤の敷地の中で、道路部の面積のみとした（別紙22.（3）構内排水設備からの排水量 に記載） <p>【原子炉建屋等の止水処置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋及び原子炉補助建屋には、T.P. 10m盤の屋外から直接出入するための出入口は無く、それぞれ隣接するタービン建屋及び出入管理建屋との境界には水密扉が設置されている。 ・屋外で発生する溢水に対しては、溢水水位を考慮した高さまで防護対象設備が設置される建屋に止水処置を施す方針としているが、屋外で発生する溢水水位は、防護対象設備が設置される建屋の開口高さ（T.P. 10. 3m）を超えない結果となっており、建屋内の防護対象設備に対する影響がないことを確認している。 	<p>第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 6. 0）』</p> <p>■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」</p> <p>第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 6. 0）』</p> <p>■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」</p>	
230405-08	38	補36-24ページ) 原子炉補機冷却海水系統戻り配管からの溢水影響評価において、溢水及び排水の継続時間を共に30分と設定していることについて、当該系統からの単位時間当たりの溢水量と単位時間当たりの排水量の大小関係を考慮した上で、評価に用いる継続時間の保守性を説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 5. 26 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却海水系統配管からの溢水量は、美浜と同様、溢水水位が最大となる時間を溢水の継続時間として算出しており、泊では屋外タンクからの溢水が0となるまでの時間を設定している。 ・屋外タンクからの溢水継続時間は接続配管断面積により異なるが、溢水継続時間が長い方が溢水水位は高くなるため、保守的に30分としている。 ・構内排水設備の排水能力については、3基のうち1基の機能喪失を想定することで保守性を確保している。 ・単位時間当たりの溢水量及び排水量については、大型タンクからの溢水継続時間で最大なのは2次系統水タンク（26分）であるため、溢水影響評価の対象となる屋外タンクが20分で放出するケースと30分で放出するケースの2通りを想定して、それぞれの流出流量を以下のとおり計算した。 ・20分で放出：10, 530 / (20/60) = 31, 590m³/h・・・①A ・30分で放出：10, 530 / (30/60) = 21, 060m³/h・・・①B <p>また、単位時間当たりの溢水量及び排水量は、以下の通り。</p> <p>②SWS配管戻り 11, 000m³/h（1～3号炉合計）</p> <p>③降水量 20, 400m³/h（1時間最大値）</p> <p>④構内排水 28, 000m³/h（2基）</p> <p>以上を踏まえ、2通りのケースで溢水流量・排水流量及び敷地溢水量を算出すると以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20分で放出するケース 溢水流量－排水流量：①A＋②＋③－④＝34, 990m³/h 敷地溢水量：34, 990m³/h×20/60h＝11, 663m³ ・30分で放出するケース 溢水流量－排水流量：①B＋②＋③－④＝24, 460m³/h 敷地溢水量：24, 460m³/h×30/60h＝12, 230m³ <p>2通りのケースを比較すると、溢水流量・排水流量の差は放出時間が短い20分のケースの方が大きくなるが、敷地溢水量としては放出時間が長い30分のケースの方が大きくなる。</p> <p>そのため、敷地浸水深（＝敷地溢水量／敷地面積）を算出するにあたっては、放出時間が長い方（今回の場合は30分）が保守的な評価となる。</p>	<p>(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 8. 0）』</p> <p>■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」</p> <p>(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 7. 0）』</p> <p>■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230405-10	39	補36シリーズ) 溢水が構内排水設備の方に向かって流れるということを示すこと。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水系統戻り配管からの溢水は、補足説明資料36別紙2の図1に示す通り、T.P. 10.0m盤の道路面を流下し、構内排水設備から排水されることを想定している。 T.P. 10.0m盤の道路面の標高はT.P. 9.97mであり、敷地の中で最も低く平坦である。(補足説明資料36「図2 敷地モデル」参照) また、構内排水設備の集水枡は呑口部がT.P. 9.5mと敷地に対して低くなっていることから、道路面を流下した排水を集水することが可能である。 	<p>第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.6.0)』</p> <p>■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 p.9-別添1-補36-6, 16</p> <p>第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.6.0)』</p> <p>■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 p.9条-別添1-補36-3, 11</p>	
230405-11	40	比較表9-別添1-補29-23ページ) 泊欄「ひび割れからの漏水影響を考慮する必要のある最終貯留区画の最低壁厚25cmを考慮すると、評価基準「0.2mm未満」は適用可能と考える。」について、女川は最低壁厚30cmで0.2mm未満を適用していることに照らし泊が保守的と言えるかどうか、改めて確認の上説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 5. 26 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 2023年4月5日のヒアリングで提出した資料記載において、最終貯留区画の壁厚は評価対象の建屋全域の耐震壁等を対象として整理しており、評価上期待していない壁の壁厚を最低壁厚として、25cmと記載していた。 評価で止水に期待している最終貯留区画の耐震壁等を対象として再整理した結果、最低壁厚が30cmであることを確認し資料を修正した。 上記により、女川と同じ最低壁厚となったことから、評価基準「0.2mm」を適用することは問題がないことを確認した。 	<p>(R5.5.26) ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.7.0)』</p> <p>■補足説明資料29「内部溢水評価における耐震壁等の確認について」 p.9-別添1-補29-23</p> <p>(R5.5.26) ヒアリング 資料4-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.8.0)』</p> <p>■補足説明資料29「内部溢水評価における耐震壁等の確認について」 p.9条-別添1-補29-15</p>	
230405-13	41	比較表9-別添1-補11-34ページ) 地震起因のパトロールについて、当直員の移動速度が本当にこの移動速度でアクセスできるのかが不明確となっている。パトロールや隔離の時間設定については、溢水量の評価の前提となるものであるため、保守性を持った設定となっていることを示すこと。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	<p>以下の内容により、保守性を持った設定となっていることを示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転員の移動の開始について、事象の判断として、地震発生から10分の時間余裕を持っている。 巡視点検ルートを示す図を追加し、そのルートに基づく歩行距離及び漏えい箇所特定時間を補足説明資料11における別紙4の表2にて整理している。 歩行速度の設定において、想定される溢水水位を上回る水位条件での実証試験結果を設定している。 算出された漏えい箇所特定時間に対して、余裕を持った時間を設定することにより溢水量を算出している。 	<p>第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.6.0)』</p> <p>■補足説明資料11「運転員のアクセス性」</p> <p>■補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」</p> <p>第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.6.0)』</p> <p>■補足説明資料11「運転員のアクセス性」</p> <p>■補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」</p>	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230405-14	42	比較表9-別添1-補11-1ページ) 運転員のアクセス性について、溢水時の対応として、地震の後現場の弁を1名の運転員が巡視して溢水有無を確認し閉止する方針は、伊方3と比較して確認範囲が広いことを踏まえ、現実的な対応なのか改めて考察し説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	以下の内容により、地震後の運転員による巡視点検及び隔離操作に関する成り立ちを示している。 ・耐震評価対象の追加により、循環水ポンプ建屋において地震時の隔離操作を期待する系統機器がなくなったことから、屋外を通過して循環水ポンプ建屋へアクセスする必要がなくなり、隔離操作対象弁が11弁から3弁に削減された。 ・運転員を1名から2名に見直した。 ・No. 41 (230405-13) に記載の通り、歩行速度や時間の設定について保守性を持たせている。	第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.6.0)』 ■補足説明資料11「運転員のアクセス性」 ■補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」 第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.6.0)』 ■補足説明資料11「運転員のアクセス性」 ■補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」	
230405-15	43	比較表9-別添1-補14-1ページ) 防護対象設備が設置されていない建物での溢水に対して、系統を隔離する必要性や地震時の隔離時間の妥当性として説明する資料に反映する必要性について、先行審査実績を踏まえて検討し説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	・隔離操作を行うまで漏えいが止まらないことを想定していることから、隔離操作を行い、その完了までの時間に基づく溢水量を算出して評価している。 ・耐震評価による隔離操作対象の見直しにより、防護対象設備が設置される建屋外からの流入防止評価のみで地震時の隔離操作を期待することとなった。 ・時間設定の考え方については、補足説明資料14にて伊方と比較整理する。	第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.6.0)』 ■補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」 第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.6.0)』 ■補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」	
230405-31	44	比較表9-別添1-98ページ) 隣接する建屋の出入口を水位測定箇所として評価する手法が泊オリジナルかどうか確認の上、説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	・泊の原子炉建屋及び原子炉補助建屋には、T.P.10m盤の屋外から直接出入するための出入口は無いため、隣接するタービン建屋及び出入管理建屋の出入口を水位測定箇所として評価を実施している。 ・このような評価手法は泊特有のプラント配置によるものであり、先行実績は無いが、防護対象設備が設置される建屋に対して屋外タンクからの溢水が流入しないことを評価していることは同様である。 ・また、タービン建屋と原子炉建屋、出入管理建屋と原子炉補助建屋との境界にはそれぞれ水密扉が設置されていることから、仮にタービン建屋及び出入管理建屋に溢水が流入したとしても防護対象設備には影響は無く、先行プラントと比較しても安全側となっている。	第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09-9 r.6.0)』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(DB09 r.6.0)』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230405-37	45	比較表9-別添1-添9-5ページ) 1. 概要のうち「耐震壁又は「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）」の規準上の耐震壁と同等な壁であり、～」について、耐震壁と「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）」の規準上の耐震壁の違いを確認の上、説明すること。	R5. 4. 5	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋の地震応答解析モデル上、断面積として考慮している壁を「耐震壁」と定義している。 ・ 「耐震壁」に該当しない天井に達する壁のうち、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）」の規準上の耐震壁に該当するものを「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）」の規準上の耐震壁と同等な壁」として定義しており、地震応答解析結果から得られる耐震壁のせん断変形による評価が可能である。 	<p>第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 6. 0）』</p> <p>■添付資料9「溢水影響評価において止水を期待できる設備」（資料修正なし）</p> <p>第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 6. 0）』</p> <p>■添付資料9「溢水影響評価において止水を期待できる設備」（資料修正なし）</p>	
230412-20	46	出入管理建屋の溢水漏えい量を算出するための前提としてのパトロールは、溢水を検知する目的（観点）で実施している必要があり、先行審査実績において、出入管理建屋と同様に防護対象（重要施設）が無いエリアにおける対応を参照し、基準適合の対応方針を明確にすること。	R5. 4. 12	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泊では溢水を検知する目的で、1日に2回のパトロールを実施することを「内部溢水対応要領（仮称）」に定める。 ・ 出入管理建屋の溢水源（配管）については、上記パトロールの頻度を踏まえ、24時間で隔離操作が完了した場合の溢水量を算出し、防護対象設備が設置されている建屋への影響を評価する方針とする。 ・ なお、出入管理建屋と同様に防護対象（重要施設）が無いエリアにおいて、パトロールによる検知に期待した溢水影響評価を行っている先行実績はないものの、玄海3/4号炉では、防護対象が設置された建屋内で生じるその他の溢水の検知を、運用で定めたパトロールに期待している。 	<p>第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 6. 0）』</p> <p>■補足説明資料12「想定破損評価における隔離時間の妥当性について」 p. 9条-別添1-補12-19</p> <p>第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 6. 0）』</p> <p>■補足説明資料12「想定破損評価における隔離時間の妥当性について」 p. 9-別添1-補12-30</p>	
230412-21	47	先行審査実績を踏まえ、伝搬フロー図の掲載を検討すること。	R5. 4. 12	一部説明済		先行審査実績を踏まえ、伝播フロー図を作成し、資料に反映する。		2023年9月予定
230412-31	48	全般) 循環水ポンプ建屋については、泊の特徴であるので、断面図や経路に係る情報等の記載の充実を検討すること。	R5. 4. 12	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補足説明資料34「循環水ポンプ建屋における溢水影響評価について」の図1に循環水ポンプ建屋の断面図を追加し、図の名称を「循環水ポンプ建屋の概要」に見直した。 	<p>第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 6. 0）』</p> <p>■補足説明資料34「循環水ポンプ建屋における溢水影響評価について」 p. 9-別添1-補34-2</p> <p>第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 6. 0）』</p> <p>■補足説明資料34「循環水ポンプ建屋における溢水影響評価について」 p. 9条-別添1-補34-2</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230412-40	49	補足17-2) 「耐蒸気性能試験」を実施していない電気ヒータ設備の防護方針については、多重性を考慮するのか、先行実績を踏まえた対応とするのか検討すること。	R5. 4. 12	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	・PWR（泊も含む）では、電力共同研究にて蒸気暴露試験を実施して評価対象設備の120℃の耐環境温度を確認している。ただし、泊の非管理区域空調機械室電気ヒータについては、外形寸法の大きさから蒸気暴露試験による確認が困難であったため、機器仕様から耐環境温度を確認していたが、先行PWRとして評価実績のあるモータ評価と同様、机上評価にて耐蒸気性能を有していることを確認した。	第507回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 6. 0）』 ■添付資料19「想定破損による蒸気影響評価結果」 第507回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 6. 0）』 ■添付資料19「想定破損による蒸気影響評価結果」	
230428-13	50	9条-別添1-補36-11：別紙2 図1）敷地の流下経路の説明は、地震時においても北電説明の経路で流れることをどう担保しているか。耐震性の有無、液状化の影響を踏まえて、整理して説明すること。	R5. 4. 28	回答済	R5. 5. 26 ヒアリング	・地震時に原子炉補機冷却海水等の系統排水を敷地に流出させない方針とする。（地震後も原子炉補機冷却海水放水路の通水機能が維持されることを終局耐力による評価で確認する） ・上記の方針により、補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」の別紙2で示した敷地面の流下経路及び防潮堤下の構内排水設備に期待しないことから、当該資料については、原子炉補機冷却海水等の系統排水が敷地に全量流出する保守的な想定とした場合でも、敷地水位が許容範囲内となることを参考として示す位置付けの資料に変更した。	(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 8. 0）』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 p. 9条-別添1-補36-11～16 (R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 7. 0）』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 p. 9-別添1-補36-16～30	
230428-14	51	4条の地下水排水設備の方針、5条フラップゲートの方針など、全体の条文間（4条、5条、9条）の整合を取って、最終的な設計を踏まえた溢水評価の条件を整理して、説明すること。	R5. 4. 28	回答済	R5. 5. 26 ヒアリング	・地下水排水は地震時に電気建屋内の一次系放水ピットから敷地に流出させず、原子炉補機冷却海水放水路による排水を維持する設計とする。（地震後も原子炉補機冷却海水放水路の通水機能が維持されることを終局耐力による評価で確認する） ・その上で、電気建屋とタービン建屋の溢水水位については、今後確定する津波高さ、津波継続時間及び津波防護対策を考慮して改めて算出し、両建屋に隣接する溢水防護対象設備が設置される建屋に溢水伝播しないことを確認する。	(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 8. 0）』 ■別添1本文 p. 9条-別添1-55, 56 (R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 7. 0）』 ■別添1本文 p. 9-別添1-95～98	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230428-15	52	排水を考慮する場合と考慮しない場合の評価のモデル等の違い、使い分ける理由について整理し、説明すること。	R5. 4. 28	回答済	R5. 5. 26 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」の別紙2では、構内排水設備からの排水を考慮する場合の先行実績として、美浜3号炉の評価モデルを参照している。 ・ これに対し、排水を考慮しない場合の評価モデルは、先行BWRの伝播解析による評価モデルを参照したことから、排水を考慮する場合と考慮しない場合の評価モデルが異なっている。 ・ なお、今後は地震時に原子炉補機冷却海水等の系統排水を敷地に流出させない方針とすることを踏まえ、構内排水設備からの排水を考慮する場合の評価（補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」の別紙2）は参考評価結果を示す位置付けの資料に変更した。 	<p>(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 8. 0）』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 p. 9条-別添1-補36-11～16</p> <p>(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 7. 0）』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 p. 9-別添1-補36-16～30</p>	
230428-17	53	4条、5条と整合した基本方針を示したうえで、今後、4条、5条の方針が変更となった場合にも9条の評価がやり直しとならないよう、現状評価及び方針の位置づけを整理すること。	R5. 4. 28	回答済	R5. 5. 26 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時に原子炉補機冷却海水等の系統排水を敷地に流出させない方針とする。（地震後も原子炉補機冷却海水放水路の通水機能が維持されることを終局耐力による評価で確認する） ・ 上記の方針により、補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」の別紙2で示した敷地面の流下経路及び防潮堤下の構内排水設備に期待しないことから、当該資料については、原子炉補機冷却海水等の系統排水が敷地に全量流出する保守的な想定とした場合でも、敷地水位が許容範囲内となることを参考として示す位置付けの資料に変更した。 	<p>(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 8. 0）』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 p. 9条-別添1-補36-11～16</p> <p>(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 7. 0）』 ■補足説明資料36「屋外タンクからの溢水影響評価について」 p. 9-別添1-補36-16～30</p>	
230428-21	54	資料5-5 No. 46) 内部溢水対応要領で定めるパトロールは、通常のパトロールとは異なり、特別なパトロールを実施することで良いか。そうであれば内部溢水対応要領の上位規定である保安規定に定めることを整理して説明すること。	R5. 4. 28	本日回答		<p>内部溢水対応要領（仮称）で定めるパトロールは、想定破損による溢水に対する漏えい検知を目的としたものであり、保安規定に定めるものである。 本内容は、以下のとおりまとめ資料に明記しており、追加での資料反映は不要と整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本文 p. 9条-19 「(2)配管の想定破損による溢水が発生する場合及び基準地震動による地震力により耐震B,Cクラスの機器が破損し溢水が発生する場合においては、隔離手順を定める。」ことを記載している。 ・ 別添1本文 p. 9条-別添1-補12-20 隔離操作について「内部溢水対応要領（仮称）」に明記する旨を記載している。 ・ 補足説明資料12 p. 9条-別添1-補12-1 出入管理建屋の原子炉補給水系統（脱塩水）及び飲料水系統については、1日に2回のパトロールを実施することを内部溢水対応要領（仮称）に定める旨を記載している。 ・ 別添資料2 想定破損時の隔離操作について、保安規定に定めることを明記している。 	—	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230428-23	55	資料5-5 No. 49) 電気ヒータの防護方針について、机上評価及び実機評価など、許可の審査において、どのように整理する方針であるかを整理して説明すること。	R5. 4. 28	回答済	R5. 5. 26 ヒアリング	<p>・電気ヒータについては、外形寸法が大きいことから蒸気暴露試験が困難であるため、モータ机上評価と同様、構成部品ごとの耐性を確認する耐蒸気性能試験（机上評価）により120℃の耐蒸気性能を有することを確認している。そのため大飯と同じ記載となり、防護方針に相違はない。許可の審査においては机上評価で整理する方針とする。</p> <p>・なお、電気ヒータの構成部品のうち送風機モータについては机上評価にて蒸気耐性の観点から問題ないことを確認しているものの、他のモータ同様、暴露試験を実施した実績がない。よって、実機を用いて電気ヒータの送風機モータ部に蒸気を直接噴射する試験を実施した。結果は良好であり、電気ヒータ机上評価の参考として整理する。</p>	<p>（大飯と記載を合わせた箇所） （R5. 5. 26）ヒアリング 資料4-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 8. 0）』 ■添付資料19「想定破損による蒸気影響評価結果」 p. 9条-別添1-添19-1</p> <p>（R5. 5. 26）ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 7. 0）』 ■添付資料19「想定破損による蒸気影響評価結果」 p. 9-別添1-添19-2</p> <p>（耐性試験結果の反映箇所） （R5. 5. 26）ヒアリング 資料4-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 8. 0）』 ■補足説明資料22「防護対象設備の耐蒸気性能について」 p. 9条-別添1-補22-36～37</p> <p>（R5. 5. 26）ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 7. 0）』 ■補足説明資料22「防護対象設備の耐蒸気性能について」 p. 9-別添1-補22-45～47</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230428-25	56	別添1-108ページ) 地下水の設計方針をBWRと同じにし、湧水ピットポンプの停止を仮定して水位が地表面まであがる評価をしており、その場合は、湧水ピットポンプ室も水位が上がることとなるため、湧水ピットポンプ停止評価の前提条件（建屋外にある女川と建屋内にある泊の差異）を整理して、建屋に流入しないことを説明すること。	R5. 4. 28	回答済	R5. 5. 26 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水ピットポンプの停止時には、湧水ピットの水位が上昇するため、湧水ピットポンプ設置床を介して原子炉補助建屋内に地下水が流入しないよう対策を施す。 ・上記の対策について、まとめ資料に反映している。 	<p>(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 8. 0）』</p> <p>■本文 p. 9条-18</p> <p>■別添1本文 p. 9条-別添1-64</p> <p>■添付資料9「溢水影響評価において止水を期待できる設備」 p. 9条-別添1-添9-2</p> <p>■補足説明資料8「止水を期待する設備の止水性能等について」 p. 9条-別添1-補8-9</p> <p>(R5. 5. 26) ヒアリング 資料4-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 7. 0）』</p> <p>■本文 p. 9-41</p> <p>■別添1本文 p. 9-別添1-108</p> <p>■添付資料9「溢水影響評価において止水を期待できる設備」 p. 9-別添1-添9-2</p> <p>■補足説明資料8「止水を期待する設備の止水性能等について」 p. 9-別添1-補8-15</p>	
230510-09	57	資料7-2 2ページ) 現場の移動時間は、水深10cmを想定したエリアを移動するものか否か整理して説明すること。	R5. 5. 10	本日回答		<ul style="list-style-type: none"> ・現場への移動時間は、溢水が滞留しないエリアであっても全エリアに10cmの溢水水位を想定し、水深10cmにおける歩行速度を用いて移動時間を算出している。（隔離箇所の特定に要する時間と同様） ・上記の内容が明確となるよう、まとめ資料の記載を適正化した。 	<p>資料6-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 10. 0）』 p. 9条-別添1-補14-2</p> <p>資料6-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r. 8. 0）』 p. 9-別添1-補14-3</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230510-11	58	資料7-1 3ページ) 電気建屋エリア境界について、中間階（17.8m）に止水扉が不要か検討して、整理して説明すること。	R5.5.10	本日回答		<p>・電気建屋及び出入管理建屋と溢水防護対象設備が設置される建屋の境界について、電気建屋及び出入管理建屋側で溢水が最終貯留される階層に設置された水密扉だけではなく、上層階で溢水経路となる階層の境界に設置された水密扉についても、溢水防護対象設備が設置される建屋への溢水伝播の防止に期待することを資料に反映した。</p>	<p>資料6-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.10.0）』 p.9条-別添1-57, 58, 60, 61 p.9条-別添1-添9-1, 2, 3 p.9条-別添1-添27-3, 5, 7 p.9条-別添1-添28-1, 2, 4, 5 p.9条-別添1-補9-3</p> <p>資料6-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09-9 r.8.0）』 p.9-別添1-98, 99, 101, 102 p.9-別添1-添9-1, 2, 3 p.9-別添1-添27-3, 5, 7 p.9-別添1-添28-1, 2, 4, 5 p.9-別添1-補9-2, 3</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。